

マイアドレスプラス利用規約【現改比較表】 2020年8月7日現在

～2020年8月6日

2020年8月7日～

第15条 利用料金の支払い義務等

1.ユーザは、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月（1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります）。

第15条 利用料金の支払い義務等

1.ユーザは、本規約に基づいて当社がユーザに本サービスの提供を開始した日を含む料金月（1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります）。

附則（令和 2年 7月 28 日 PS事推 00673728）

[実施日]

1. この改正規定は、令和 2 年 8 月 7 日から実施します。

[経過措置]

2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本契約の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。